

鎌田小学校いじめ防止基本方針および緊急いじめ対応マニュアル

いじめ防止対策推進法 13条に基づき、鎌田小学校においていじめ防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

1 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題であると認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われることなくなるよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめの禁止

児童に対し、いじめを行ってはならないことを徹底する。また、児童はいじめが許されない行為であることを認識できるよう徹底する。

教師は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教師がいじめの助長となる言動を行ってはならない。

3 いじめ発生時の対策等について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

(1) いじめ発生時の対応

- ① 学級担任及び専科教員が、いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置を取る。
- ② 生活指導主任は、いじめを認知した際、養護教諭及び管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与える。
- ③ 生活指導主任は、必要があれば、生活指導部会を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を講じる。
- ④ 養護教諭は、生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。
- ⑤ 管理職は、いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑥ 学級担任は、いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、該当児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、該当児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑦ 管理職は、いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い、適切な対応を行う。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) 緊急いじめ対応マニュアル

